

もくじ

浜田 良之 議員 一般質問・・・1
前窪義由紀 議員 一般質問・・・8
本庄 孝夫 議員 一般質問・・・14
他会派の一般質問項目・・・・・・20

●京都府議会 2017年12月定例会一般質問が12月8日、11日、12日に行われ、日本共産党の浜田良之議員、前窪義由紀議員、本庄孝夫議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

12月定例会 一般質問

浜田よしゆき議員 (京都市北区選出)

2017年12月8日

**核兵器禁止条約への参加を政府に働きかけよ
京都府戦没者追悼式は、真にすべての戦争犠牲者を追悼するものに**

【浜田】まず、平和の課題です。核兵器禁止条約が、国連加盟国の63%にあたる122カ国が賛同して締結されましたが、日本政府は背を向け続けています。一昨日の代表質問での島田議員の質問に、知事は核兵器廃絶への考えは述べられましたが、核兵器禁止条約については「国会で判断されるもの」として、自らの考えは述べられませんでした。そこでお聞きします。先日の参議院本会議で、安倍首相は核兵器禁止条約について、「被爆の実相や核兵器の非人道性についての国際社会の理解を深めるきっかけになればいい」と述べ、核兵器を人類史上初めて違法とした条約の意義を「理解のきっかけ」と矮小化しましたが、知事は、この核兵器禁止条約の意義についてどうお考えでしょうか。世界で唯一の戦争被爆国の政府が、禁止条約に背を向けていることについて、どう思われますか。お答えください。

次に、京都府戦没者追悼式についてお聞きします。戦没者追悼式は、実施要綱の趣旨にもあるように、「先の大戦で尊い命を失われた数多くの戦没者の方々に思いをいたし、心から哀悼の誠をささげ、遺族を慰霊、激励するとともに、平和への想いを新たにするため」に開催されるものです。そこで私は、3月の府民生活・厚生常任委員会で、「舞鶴に原爆の模擬爆弾が落とされ、友人が犠牲になり、みんなで茶毘に付し遺骨を両親に届けた。そんな犠牲者がなぜ追悼されないのか」「ソ連と満州の国境で、ソ連の宣戦布告によって終戦となり、満州から引き揚げてきたが、身重の母も亡くなり、小学校3年の私と3歳の妹だけが生き残った」など、戦争犠牲者の遺族の声を紹介して、京都府戦没者追悼式をすべての戦争犠牲者を対象にすることを求めたところ、福祉・援護課長は、「戦争で犠牲になられた方はすべてが対象になる」と答弁されました。そして、5月に各市町村へ出した本年度の式典実施通知で、「空襲被害者など一般戦災者の遺族をはじめ、参列を希望されるものも含まれている」との一文を付け加えました。これを受けて、京都新聞や毎日新聞にも紹介されましたが、戦時中に京都から旧満州へ渡った「廟嶺京都開拓団」の生存者、小中愛子さんが、今年の戦没者追悼式に初めて参加されました。小中さんは、「一般の戦災者遺族も参列できるのはよいこと。これを機会に、苦勞して引き揚げたみんなが出られるようになればいい」と話されましたが、各市町村への式典実施通知には、「すべての戦争犠牲者を対象とした追悼式」であることが示されていないため、京都市をはじめ多くの自治体は、従来通り、遺族会のみ人数を割り当てて参列依頼をしています。根本原因は、京都府戦没者追悼式の実施要綱に、「すべての戦争犠

性を追悼対象とする」ことを明記していないことにあります。そこでお伺いします。政府主催の戦没者追悼式や大阪府、愛知県、福岡県、青森県などの戦没者追悼式は、すべての戦争犠牲者が対象だということを実施要綱に明記をしています。本府でも、実施要綱にそのことを明記し、参列枠を設けるとともに、府民だよりやホームページなどで周知徹底すべきではありませんか。また、京都平和遺族会など追悼式の案内が出されていない遺族団体があることは、「すべての戦争犠牲者を対象とする」という趣旨にも反するものではありませんか。

さらに式典の内容も、献花者に戦没者遺族以外の戦争犠牲者が含まれておらず、「すべての戦争犠牲者を対象とした追悼式」にはなっていません。国や他府県では実施されているように、献花者に「空襲被害者」や「満蒙開拓団等外地の犠牲者」などすべての戦争犠牲者を加えるべきではありませんか。ここまでお答え下さい。

【答弁・知事】 まず、核兵器禁止条約についてでありますけれども、先の代表質問において島田議員のご質問にも答弁した通り、京都府はすべての国が核兵器を廃絶し、世界の恒久平和が確立することを願い、あらゆる核実験に対し、知事と府議会議長等連名で抗議を行ってきたところであります。当該条約が目標とするところは、こうした願いや我が国が掲げる核兵器のない世界をめざすという大目標と同じというふうに思います。先日、核兵器のない世界に向けた現実的かつ実践的な進展を図るための提言をまとめるべく、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」が広島市において開催されるなど、国においても核兵器廃絶に向けた取り組みが進められているところであります。我が国は世界で唯一、原子爆弾が投下された国であり、現在に至ってもなお被爆による後遺症が続いている方々もおられる中で、その痛みがわかる国として、世界において二度と同じことが起きてはいけなと願うところであります。核廃絶を実現するためには、核保有国をはじめ、世界各国との間において様々な外交上の問題やまた交渉が必要であると思っておりますので、これは廃絶に向けた具体的な取り組みにつきましては、国民の代表として選ばれた方々が、そうした中で、条約も含めて、核廃絶に向けて責任を持って行動されることを期待するものであります。

次に、京都府戦没者追悼式についてでありますけれども、先の大戦で尊い命を失われた多くの方々に深く思いをいたし、心から哀悼の誠をささげ、ご遺族を慰謝、激励するとともに、平和への想いを新たにすため、毎年挙行しております。私も式辞において、「京都府出身5万有余の戦没者の方々をはじめ、尊い命を失われた数多くの方々に対しまして、心からお悔やみを申し上げます」と申し上げているところでありまして、すべての戦争犠牲者に対する追悼式として開催をされているところであります。参列者につきましては、式場の定員、各地域からの参列者人数のバランスを考慮しなければならないので、市町村に定員枠を示し、市町村が実情に応じて戦没者及び一般戦没者遺族から選んでいただいているところでありまして、献花につきましても、時間の制約があることから、各団体代表と市町村代表の方をお願いしております。なお、来賓としてどういう方をお呼びするかは、参列者とはまた別の話でありますけれども、遺族団体等に対する案内は、類似団体の有無や団体の規模などを考慮して送付をしているところであります。

【浜田・再質問】 核兵器禁止条約の意義について、知事はちゃんとその意義をとらえていただいたと思うんですけど、そうであるならば是非ですね、核兵器禁止条約に日本政府がサインするように後押ししてほしいと思うんですが、日本政府が核兵器禁止条約に背を向けているのは、被爆者をはじめ被爆国の国民の願いよりも、日米同盟をやっばり優先させているからだと思えます。ぜひ全国知事会長として、被爆国の国民の願いを代表して、憲法改正などを後押しするのではなくて、核兵器禁止条約にサインするよう、ぜひ後押しをしていただきたいということをお願いしたい。このことをぜひもう一度、お答えいただきたいと思えます。

それから戦没者追悼式の問題ですけれども、先ほど会場の問題とか言われましたけれども、そもそも案内を、すべての戦争犠牲者遺族に出すというふうになっていなかったり、遺族会を通じて案内をするということになっているために、参加できない方がいるわけなので、キャパの問題ではないというふうに思います。やはり、すべての戦争犠牲者を対象にすると言うのであれば、政府や他府県がやっている

ように、実施要綱も、式の中身も、それにふさわしいものに改善すべきだというふうに思います。知事が式辞で述べられている思いはですね、実際に実施要綱に書き込むということを、ぜひお願いしたいと思います。それをお答えください。

【再答弁・知事】 まず、条約の方でありますけれどもそれは先ほど申しましたように、願いは一緒であるというふうに思います。ただ、中身につきましてはやっぱり外交上の様々な交渉過程、戦略過程の中でやはりそれは国民に選ばれた方々がですね、しっかりと判断をして最終的な目標はやっぱり核兵器は廃絶していただくと、こういう方向に向かって進んでいくことを私は期待を申し上げているところであります。

それから要綱の話なんですけど、実は他府県見ましても要綱を定めてないところもけっこうあると言いますか、そういった形になっておりますので、まあできる限り今回もわかりやすいようにというふうに工夫はしているわけでありまして、その中で空襲被害者の方や満蒙開拓団の方も5名ほど参加をしているわけでありまして、さらに実態に即した形ですね、きちっと対応できるようにはしていきたいと思っております。

【浜田・指摘要望】 条約の問題ですけれども、知事は国民に選ばれた国会で決められることだと言うんですけど、だったら憲法の改正についてもですね、口出しするんじゃなくて国会にお任せしたらいいというふうに思うんですね。そういうことを指摘しておきたいと思っております。

それから戦没者追悼式の件ですけど、知事は今度代わられるということですけど、知事の今言われたような思いをしっかりと体現するうえでは、要綱にきっちり書き込むということが、どうしても大事だと思います。要綱がないところもあると言われましたけれども、要綱を持っておられるところはそれを明記されているわけですから、京都府はせっかく要綱を作っておられるわけですから、ぜひこれは明記していただきたいと思っております。

今日12月8日というのは、奇しくも日本が太平洋戦争に突入した日で、不戦の決意を新たにする日でもあります。現在、憲法をないがしろにする安倍政権のもとで、日本が戦争する国に逆戻りをしようという危険な動きが起っています。ぜひ、全国知事会長として、それに待ったをかけるということをやってほしいということも指摘をして、次の質問に移りたいと思っております。

原発再稼働、老朽原発の運転延長にきっぱり反対を表明せよ

【浜田】 原発問題についてお聞きをいたします。東京電力福島第一原発事故の被害者による集団訴訟で、最大規模の原告が訴えておりました福島原発訴訟（なりわい訴訟）福島地裁判決で、国と東電の責任を認めました。今回の判決は、事故の責任を認めないまま原発の再稼働や老朽原発の運転延長をすすめる国・電力会社に対し、司法の側から厳しい警告を突き付けたものです。

しかし先日、大飯原発3・4号機の再稼働について、福井県の西川知事が同意を表明しました。滋賀県の三日月知事は、実効性のある多重防護体制が確立されていないとして、「再稼働を容認できる環境にはない」と明言されましたが、山田知事は広域避難計画の法制化や再稼働にたいする立地自治体並みの同意権を求めただけで、あまりにも無責任です。また、高浜1・2号機の運転延長をめぐるのは、昨年6月に原子力規制委員会が運転期間延長を認可して以降、京都府は原子力規制委員会にたいして何度も質問をしておりますが、いまだに「納得できる回答がえられていない」という状況です。納得できないなら、ずるずる対応を先延ばしするべきではありません。

京都府として、大飯原発3・4号機の再稼働及び高浜原発1・2号機の運転延長に、きっぱりと反対を表明すべきと考えますが、いかがですか。

政府と福井、京都、滋賀の3府県は、10月25日に大飯の避難計画を策定し、高浜の避難計画を改正しました。前提として、大飯原発と高浜原発の同時事故が起こる危険性が高いのに、同時事故を想定せず、単独事故の計画になっていることは問題です。その上で、避難計画の内容についていくつかお聞きします。

福祉車両の確保策について、1週間で避難を終える計画で1日2往復、7日間で14往復するとして、必要台数を130台と算出し約3千人の要配慮者の避難は可能としていますが、備蓄は3日間分しか確保されていないのに7日間かけて避難を終える計画にしていることが問題です。一刻も早く避難を終える計画に改めるべきではありませんか。

決算特別委員会の総括質疑で、「与党会派からも避難道路・トンネルなどの整備について、『予算がついているが全く足りない』『オリンピックの道路はつづくのに、いのちのための道路はなぜ遅れるのか』との声が出ている」との指摘を受けて、知事は、「府議会のご指摘は謙虚に受け止めた」と答弁されましたが、改正された避難計画では、避難経路の整備については、どういう検討が行われたのでしょうか。

安定ヨウ素剤の事前配布について、高浜原発から30キロ圏内の舞鶴市や南丹市の住民のみなさんから、UPZ圏内の事前配布を求める声が寄せられ、今年3月の府民生活・厚生常任委員会で、理事者は「市町村から事前配布の要望があれば、相談に乗ります」と答弁されました。しかし今回の改正でも、事前配布はPAZ圏内にとどまり、UPZ内は緊急配布に備えた備蓄にとどまっています。事前配布に踏み切れない理由として、健康上の問題や更新時の手続きの問題などが言われていますが、それは解決できる課題であり、現に他府県では実施しているところがあります。住民の要望にこたえて、UPZ圏内の事前配布に踏み切るべきではありませんか。お答えください。

【答弁・危機管理監】 原発の再稼働についてであります。これまでから、知事から答弁させていただいており、再稼働に係る法的枠組みを確立すること、国の責任において安全を確保すること、避難計画の実効性を確保すること、運転期間が40年を超える原発についてはとくに慎重を期することなどについて、国に対して繰り返し求めているところでもあります。高浜原発1、2号機の安全対策につきましては、地域協議会において、原子力専門委員の意見も踏まえ、課題や問題点を指摘しながら、国や関西電力に説明を求めており、また現地調査も実施してきております。原子炉容器など取り換えのできない構造物の評価については、金属やコンクリートの劣化に関する専門的な知見を要することから、各分野での専門家の意見も聞き、さらに安全性を追求してまいります。

次に、原子力災害時の避難計画についてであります。国の原子力災害対策指針では、毎時 $20\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）を超える地域は、1週間以内に避難するとされていることから、高浜の場合においては、福祉車両の必要台数を130台と試算したものであります。実際には、京都府の所有車両とUPZ内の施設の車両を合わせますと、必要台数の2倍以上の268台の福祉車両があり、加えてUPZ外からも車両や要員を確保することにより、避難に要する期間は、半分以下にすることが可能と考えております。さらに必要に応じ、国や関西広域連合により、府外から広域的に車両や要員を確保するとともに、自衛隊の車両等も活用することとしております。なお、放射線防護施設につきましては、無理に避難すると健康リスクが高まる方などに、屋内退避を継続していただくための施設であり、各施設には当面3日分の水や食料を確保しておりますが、4日目以降は府や市町が物資を供給し、不足する場合は関西電力が補給することとなっております。

次に、避難計画における避難経路についてであります。地域ごとにあらかじめ主な避難経路を設定しておりますが、自然災害などにより使用できない場合には、他の経路を活用する他、住民が孤立した場合には海路や空路による避難を行うことを明記しており、先月の訓練では、船舶やヘリコプターを活用した避難を実施し、円滑な避難ができたところでもあります。しかし、山間部の避難道路については狭隘な箇所が多いことから、避難計画の実効性を高めるため、国に避難道路の整備に係る財政措置を要望し、すでに今年度から、電源立地地域対策交付金を活用して整備を進めているところであり、さらなく国の財政支援措置の拡充を要望しているところでもあります。

【答弁・健康福祉部長】 安定ヨウ素剤についてでございますが、国の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」においては、安定ヨウ素剤は被曝に24時間前から、被曝後8時間以内の摂取が効果的であり、プルーム通過に合わせた適切なタイミングでの服用が重要、また副作用の観点からも、連続服用は原子力規制委員会が判断した場合にのみ服用とされており、原則1回のみとされているところです。このため、国が服用を判断することとされており、その判断を踏まえて、自治体が具体的に指示することにな

っております。事前配布につきましては、薬物の誤飲や副作用による健康上のリスク、紛失や、指示を待たずに服用するなどのリスクもあり、これらのリスクと事前配布をしなかった場合のリスクとのバランスを考慮して、市町村において、地域の実情を踏まえながら判断しているところです。そうした中で、UPZ 圏内においても、PAZ 圏内と同様に、緊急時の配布が困難と首長さんが判断した地域では、すでに事前配布が行われているところです。また UPZ 圏内では、訓練等の実施・評価を通じ、各市町村において、必要な応じた分散備蓄を含めた配布の方法の見直しが進められており、8 市町村で、26 年度の 8 カ所から、現在では 53 カ所に拡充されているところです。さらに、京都府では社会福祉施設からの保管申請を取りまとめており、年度内には分散備蓄を実施することとしております。今後とも、訓練やシミュレーションを通じまして、確認・点検を図る中で、災害時に想定される様々な事態に備え、地域の実情をよく知る市町村と連携して、より実効性のある手法を検討してまいります。

【浜田・再質問】今もご答弁ありましたが、山田知事は、原発再稼働や老朽原発の運転延長への態度表明をしない理由として、立地県でない京都府には法的権限がないからだ、だから国にそれを求めているんだということを繰り返されていますけど、一方で、立地県並みの権限を求めているわけですから、それだったら、立地県と同じ立場で、明確な態度表明をすべきではないかと思えます。

大飯原発の再稼働について、『京都新聞』が社説で、「再稼働による経済利益を望む地元自治体、経済界や関電の意向を受けた判断だが、安全性や事故時の住民避難計画などの課題は置き去りにされままだ」と厳しく指摘をしています。未解決課題を置き去りにしたままの再稼働など、絶対にありえないと思えます。

とりわけ避難計画については、今も道路整備については国に財政措置を求めていると言われましたけど、11 月 24 日の中川原子力防災担当相との面談の際に、山田知事は、避難道路を整備する財政措置や、避難時に必要な車両や人員確保を求めています。結局、現在の避難計画は実効性がないということではありませんか。どの角度から見ても、原発の再稼働を現時点で容認できる状況にはないと思われませんか。この点、ぜひお答え下さい。

【再答弁・危機管理監】避難道路についてでありますけれども、避難計画は、現在の道路の状況を前提にして想定する避難ルートが、自然災害等により使用できない場合には他の路線を活用する他、海路や空路で避難するという事を明記しているものであります。これと同時に、避難計画の実効性をより高めるといことで、避難道路整備について、国に対し財政支援措置のさらなる拡充を求めているものであり、今後も引き続き国に強く働きかけていきたいと考えております。

【浜田・指摘要望】結局、原発再稼働に対する態度表明はされませんでした。原発再稼働に反対する声は、どの世論調査でも国民の過半数を占め、ゆるぎないものとなっております。京都府からも、安倍政権に対して、再稼働中止、「原発ゼロ」の決断を迫ることを要望して、次の質問に移ります。

人員増と業務の見直しで府職員の長時間労働を解消せよ 教育現場の声に応じて、少人数学級の推進と専科教員の配置を

【浜田】最後に、府の職員と教職員の働き方の改善についてお聞きします。

決算特別委員会の審議で、府職員の残業時間が過労死ラインを超える 100 時間超の職員が 143 名もあったことが明らかになりました。総括質疑で知事は、時間外勤務縮減推進委員会を設置し、全庁あげての取り組みを進め、今年度上半期では対前年度比約 20%程度縮減した、と答弁されました。しかし職員組合のアンケートには、「そもそも勤務実態が把握できていない。職員もうるさく言われると面倒なので、サービス残業で対応している」などの声が出ておりました。表面上は縮減しているように見えても、本質的には改善されていないのではないかと思います。

長時間労働は、原因を明らかにして、そこにメスを入れなければ解決しません。職員組合のアンケートには、「今、現にある業務をまともに行える体制になっていないにもかかわらず、毎年制度や仕組みを

手間のかかるものにして、仕事を増やしていると思う」「仕事の分担も依頼しているが、人員の絶対数が変わらないため、改善の方法がない」「同じようなイベントが行われ、休日でも職員が駆り出されている」などの声が寄せられています。早急に必要人員増を図るとともに、プロジェクトやイベント等を、不要・不急なものはないかという観点で検証し、抜本的に見直すべきと考えますがいかがですか。

時間外勤務手当について、先の人事委員会勧告でも、「適時適切に支給すべき」と指摘されています。しかし職員組合のアンケートには、「60 時間を超えそうになると決済が行われず、翌月以降に時間命令を振り返るように言われた」「時間外勤務手当の支給がストップしている。必要な手当をただちに支給してほしい」などの声が寄せられています。時間外勤務の正確な把握と、実態に応じた手当の支給を行うべきではありませんか。

次に、教職員の働き方について。文部科学省が10年ぶりに実施をした2016年度の公立小中学校教員勤務実態調査では、中学校教諭の57.6%、小学校の教諭の33.5%が過労死ラインとなっており、文部科学省自身が「教員の長時間勤務について看過できない深刻な状況が明らかになった」としています。また教育現場からは、「教材研究ができなくて、子どもたちに申し訳ない」「忙しくて、生徒と面談する時間も取れない」などの声が出されており、子どもたちの教育条件の改善にとっても、教職員の時間外勤務の軽減は待ったなしだと思います。

教職員の働き方を深刻にしている背景に、安倍「教育再生」のもとで進む、学力テスト体制による過度競争主義や教職員評価、教員免許更新制など管理と統制を強化する教育政策があります。国に対して、競争主義的な政策の抜本的な転換や、教育の専門性を尊重しない教育行政の改善を求めるべきです。

府教育委員会が7月に行なった、教職員の働き方改革の推進に関するアンケートでは、66.3%の教員が、「更なる少人数学級を実現できる教員の配置」を求めています。また、小学校の教諭の81.7%が、「小学校における専科教員の配置」を求めています。教職員定数を抜本的に改善をして、すべての小・中学校で少人数学級を実施をし、すべての小学校に専科教員を配置すべきではありませんか。

教職員の長時間労働・多忙化の大きな要因の一つに、部活動指導の負担があります。先ほどの府教委が行ったアンケートの中でも、中学校では67.7%の教員が「部活動指針の策定や休養日等の基準の明確化」ということを求めています。府教育委員会は休養日を確実に設定するように、市町の教育委員会に依頼文を出し、すでに京丹後市や宇治市などでは、部活動における休養日の設定の試行などが始まっておりますが、府教育委員会としてこれをどう推進しようとしているのか、お聞かせください。

【答弁・職員長】働き方の改善についてであります。今年度、時間外勤務の縮減を最重要課題として、年度当初から議会、人事、予算など全庁的な業務の効率化をはじめ、不要・不急な業務の見直し、繁忙期における応援体制の構築、受付・審査業務のアウトソーシングなどに取り組み、その結果、上半期は府庁全体で昨年度同期比で総時間数、一人当たりの月平均時間数とも約20%減少。災害対応などで休日勤務が多くなる現場の広域振興局においても、特別な事情があったところを除けば10%以上削減しており、広域振興局での時間外は、一人あたりの月平均時間数は8時間となっております。その中で、各種の制度や事業についても、社会情勢の変化に対応した形で制度改正を行っており、各種イベントやプロジェクトについても、部局横断的により効果的・効率的な業務執行を狙いとして進めております。さらに、働き方改革が全国的な課題となる中、これからも生産性の向上と時間外勤務のさらなる縮減が図られるよう、業務の進め方を精査し、事務事業の廃止・縮減や事務移管など、さらに進めてまいります。また、時間外勤務手当については、これまでから、事前命令・修正命令の徹底による時間管理を行い、時間外勤務を命令した手当てはすべて支払っており、府議会にもお願いし、補正予算も措置するなど必要な対応を図っているところであります。なお、厚生労働省の「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずるべき措置に関するガイドライン」も踏まえ、現在の事前命令・修正命令による時間管理に加え、パソコンのログイン・ログオフの時間も利用できる仕組みの導入を進めてまいります。

【答弁・教育長】浜田議員のご質問にお答えいたします。教職員の働き方改革についてであります。府教育委員会では、本年4月に「教職員の働き方改革推進本部」を立ち上げ、長時間勤務の是正に向けた取り組みについての検討を進めてきたところであり、先日の会議で、今後重点的に取り組むべき21

項目を決定したところであります。その中で、学校運営指導体制の構築として、教員配置に関しては、小学校において特定の教科で学級担任に代わって指導を行う専科教員の配置充実を掲げているところです。議員ご指摘の少人数学級の実施についても、確かに教員の負担軽減につながる要素はありますが、専科教育につきましては、新学習指導要領の下、英語が教科化され、授業時数も増えることへの対応や、学級担任の空き時間の確保に直接つながることから、専科教員の配置拡充は、より優先する方策だと認識しております。来年度の国の概算要求において、文部科学省でも、教員の働き方改革のための定数改善として、専科指導に必要な教員の充実を求めており、学校現場でより柔軟な活用ができるメリットもあることから、府教育委員会としても、専科教員の配置について、国の定数も活用しながら拡充を図ってまいりたいと考えております。また、部活動につきましては、先ほども平井議員のご質問にお答えしたとおり、今後、本府独自の指針を策定し、これに基づく指導を行っていく他、休養日についてはすべての府立学校において、来年1月から実施したいと考えており、市町村立学校においても、府立中学校と同様に実施ができるよう、市町村教育委員会と連携して、取り組みを進めたいと考えております。

【浜田・再質問】府職員の働き方の問題ですけれども、様々な縮減の努力がされているというお話がありましたけれども、長時間過密労働の根本原因になっている、“事業量は増えているんだけど、人員が増えていない”という、これはだいたい職場の皆さんから声が出るわけですけど、ここに手をつけずに、とにかく現場に労働時間の短縮を求めると。こういうやり方が、さまざまな矛盾を、今現場では生んでおります。この根本原因にメスを入れる、人員をやっぱり増やすということに、ぜひメスを入れるべきではないかと思えます。これはもう一度お答えいただきたい。

それから教職員の働き方の問題ですけれども、専科教員の問題で触れられましたが、専科教員については、英語への対応なども言われましたけども、全国どこでも実施されている、音楽とか、図工とか、理科だとかなどの専科教員の未配置は、非常に京都は多いという実態があるわけで、まずそこに手を付けるべきだということと、それと専科教員の配置と少人数学級は、どちらが優先というんじゃなくて、両方ともこれはぜひやる必要があるというふうに私は求めているわけで、この点についてはもうただちに足を踏み出すべきだと考えますが、答弁いただきたいと思えます。

【職員長・再答弁】ご質問にお答えいたします。必要な組織・人員体制につきましては、毎年点検を行い、適切に配置をしているところでございます。先ほどもお答えいたしました。生産性の向上、時間外のさらなる縮減が図られるよう、業務の進め方を精査し、事務事業の廃止・縮減、事務移管などもさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

【教育長・再答弁】浜田議員の再質問にお答えいたします。専科教育の問題ですけれども、京都府におきましても、すでに音楽や美術、そういった実技教科で入れている実績ございますけれども、これにつきましては、英語と申しましたのは新たに出てくる背景ということで申し上げてものでありまして、どの教科で入れていくかというのは、市町村の判断によって柔軟に考えていただく問題だというふうに認識しております。

それから少人数学級でありますけれども、先ほどもお答えいたしましたように、少人数学級を決して否定しているわけではございません。現実問題として、限られた財源の中で、今国の方におきましても、専科教育に対する予算をあげているということでございますし、まずこの予算をきっちり取って、配置拡充を図っていくべきだと、そういうふうに考えております。

【浜田・指摘要望】今回、他会派の議員も同じテーマを取り上げましたけれども、それだけ、この課題が深刻な課題だというふうに思います。府の職員の問題も教職員の問題も、私は現場の声を聞いて、そしてまた府教委自身が行ったアンケートに基づいて、こういう要望があるんだということを言っているわけです。府の職員も教職員も、働き方の改善はもう待ったなしだと思います。過労死などを生むことが絶対ないように、長時間過密労働の根本原因に、抜本的にメスを入れていただくことを強く求めたいと思えます。

安倍政権が、憲法9条の改悪、原発稼働、過労死促進の「残業代ゼロ法案」など、暴走政治を行っ

ているもとで、今求められているのは、国に対してもはっきりとモノを言い、府民の命と安全、暮らしを守る府政への転換です。府政転換へ、広範な府民のみなさんとともに全力を尽くす決意を述べて、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

12月定例会 一般質問

前窪義由紀議員（宇治市及び久世郡選出）

2017年12月11日

民営化・広域化を進める水道法改正案は反対を

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。数点について知事並びに関係理事者に質問します。まず、水道法改正案等についてです。水道法改正案が、先の通常国会に提出されましたが国会解散により廃案となりました。次の国会に再提出の見込みです。

改正案は、水道事業の抱える課題解決に向け「基盤強化を行う」ことを目的とし、コンセッション方式の導入などの民営化と水道事業を統合する広域化を柱としています。

水道事業を担う多くの自治体は、国による過大な水需要予測・水源開発などの政策誘導に従い、ダムや施設建設を続けた結果、多額の水源費、施設の維持管理費などの負担が経営を圧迫し水道料金に跳ね返るなど困難に直面しています。また、市町村合併や度重なる自治体リストラによる人員削減で技術職員の不足も深刻です。にもかかわらず、国は事業の見直し、民営化を強力に進めており今回の水道法改正案もその流れを受けたものです。

改正案は、自治体の水道事業者としての位置づけは残しつつ、運営権を民間事業者に移すコンセッション方式を導入します。現行法では、地域独占事業であるため、当該地域の地方公共団体が認可を返上しなければ民間事業者は認可されず、高いハードルとなっています。法改正によって、コンセッション方式の導入がより容易になります。

コンセッション方式は、国を挙げて推進され、総務省は水道事業などの地方公営事業について、「事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討」を求めています。すでに2015年度からコンセッション方式による官民連携推進の交付金制度も導入されていますが、水道事業は、集中強化期間3年間の目標6件に対し、達成はゼロと進んでいません。水道法が改定されるとコンセッション方式が一気に進む懸念があります。

また改正案では、都道府県に広域連携の役割が明記され、国が基本方針を策定、都道府県が水道基盤強化計画を策定、協議会を設けて広域化を推進する仕組みが導入されています。広域化について総務省は、「できる限り2018年度を目途に検討を行う」とし、厚労省は、「2017年度から広域化前提の台帳整備には、生活基盤施設耐震化交付金を適用すること」など財政支援を盛り込んでいます。広域化の狙いは重複部門の統廃合やスケールメリットによる運営コストの削減ですが、小規模のまま民営化しても運営コストの削減が困難であり、広域化で民間参入をより促進するためです。

さらに、改正案は、水道法の目的も、「水道を計画的に整備し、および水道事業を保護育成すること」の記述から、「水道の基盤を強化すること」とされ、計画的な整備、保護育成の文言が削除しています。水道は住民福祉の増進を図る基盤となる事業であり、自治体が営々と担ってきました。民営化・広域化が進めば、水道事業が自治体や住民から遠い存在となり、公共の福祉の増進という本来の目的を果たせなくなってしまいます。

そこでお聞きします。コンセッション方式は、会社の利益、株主への配当や税負担、自治体への運営権対価支払いなどが見込まれるため、住民への水道料金を低廉に抑え維持することができるのか疑問です。その上、さらなる職員の削減や中心事業が民間に移ることから、自治体が蓄積してきた人材、ノウハウが失われてしまいます。人材育成、災害対応、事業の持続性などについても大きな問題を抱えることとなります。

改正案は、命を守る根源的なライフラインであり、極めて公共性の高い住民のための水道事業をどう

守り発展させるかの視点が全く欠落していると言わざるを得ません。公共の福祉の増進に逆行する法案は断固反対すべきではありませんか。

本府は、この法案づくりを進めてきた厚生労働省の「水道事業基盤強化方策検討会」等に参加していますが、この場所でどのような意見を述べ対応してきたのですか。水道事業の民営化やコンセッション方式の導入等も含め、知事は、水道事業のあり方をどのように考えているのか伺います。

府営水道ビジョンの見直しの方向は水道法改正案と同じ方向

【前窪】本府は、京都府営水道ビジョンを策定し、施設の耐震化や料金見直しなど進めてきましたが、施設の大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等により、一層の経営健全化が求められているとして、同ビジョンの見直しを進めています。本年度に計画期間を折り返すことから、府営水道事業経営審議会、府営水道ビジョン検討部会の検討を経て、本議会に中間案が報告されているところです。

中間案は、後期ビジョンを見直しの方策として、①将来の水需要と府営水道の適正規模について、2022年度の府営水の1日最大給水量は12万8327トンと推計、現有施設能力の16万6000トンの維持で安定供給が可能、②安心・安全な給水体制の確保について、電源喪失への対応、水質悪化や放射能対策等リスク別に必要な対策を実施するとともに、広域水運用の活用、人材育成・技術継承など横断的取組の推進、③経営改善に向け、財政基盤の強化、④費用負担のあり方として、建設負担料金格差の縮小を目指す。資産維持費に相当する経費の料金参入を検討、⑤受水市町との連携・強固な信頼関係の構築など示しています。

経営審議会の場では、適正な施設規模の検討例として「浄水場を同規模で更新する場合」「浄水場をダウンサイジングして更新する場合」「浄水場を廃止する場合」などを例示し、市町の浄水場を廃止して府営水を増やすことが最も有利だとの資料をあえて提示しました。

結局、見直すとはいえ府営水道ビジョンによる将来方向は住民の願いに耳を傾けず、受水市町の浄水場の廃止・統合を伴う水道事業の広域化、民間化へ道を開くものです。府の責任で運営すべき府営水道事業を、あたかも受水市町と府の一体事業にしようとする広域化・「企業団」方式やコンセッション方式へと変質させるものであります。水道法改正案が狙う方向と軌を一にするものですが、知事は、府営水道事業をどのような姿勢で運営されようとしているのか伺います。

【知事・答弁】水道というのは住民にとってはなくてはならない重要なライフラインでありまして、一番大切なのは将来にわたって安心安全な水を安定的に供給することではないかなと思います。水道の普及率は、今やほぼ100%であり、拡張整備の時代から維持管理の時代に入ってきました。その中で、人口減少や節水技術も大変今発達をしておりますので給水場減によりまして、料金収入が落ち込む一方で施設等の老朽化や耐震化による大量更新時期が到来をしております。そうした中で水道事業をめぐる環境というのは、やはり昔の高度経済成長期とは違う形で、しっかりと安定運営の時代に入ってきたんじゃないかなと思います。こうした中で、各水道事業者は事業の基盤強化や経営の安定化にむけて様々な努力をしておりますけれども、地域によっては、過疎、高齢化が進展する中で事業継続についての限界を感じているのは事実であります。京都府が行ったアンケート調査等では、水道事業の課題解決を図るために広域連携が必要というご意見もあったところでありまして、施設の共同使用等ですね、取り組みを進めることが必要といったような意見もあったところでありまして、多くの市町村がこれからの技術の進展を考えた場合に、広域化・共同化についても検討した方がいいのではないかなと考えているのは事実だと思います。

こうしたように、水道をとりまく状況は課題が大きく変わってきておりますので、今回の水道法の改正案では、目的が「基盤的計画的整備」から「基盤の強化」に変更されて広域化や民間活用の推進についても定められたものでありまして、人口減少時代を見据え公共の福祉を図る観点からも改正をと考えたものだと思います。

水道事業のあり方なんですけれども、もとより水道事業は市町村事業という形になっておりますけれども、そして、まちづくりと一体になった拡張整備がなされてまいりました。今後の水道事業のあり方

についても、まちづくりがやっぱり変わってまいりましたので、その考え方にとってどのように基盤強化を図るかも含め、市町村が考えて行く、そして、決定していくものになります。

民間活用については、すでに広島県と民間企業が設立した「水みらい広島」のように、上下水道施設の運転・維持管理を行うための公民連携企業体の事例もありますけれども、広域化や民間活用等を導入するにしても、いずれもメリット、デメリットがありますので、今後のやっぱり慎重な検討が必要だと思っております。

都道府県としては、市町村がこうした検討を行う際には、特に市町村の枠を超えて行おうとするような場合には、市町村の要請に応じて調整役として支援していく役割を担うものと考えておまして、そうした観点から勉強会等を実施しております。コンセッション方式については、官民連携の一例でありますけれども、災害時の公と民との責任のあり方など、整理すべき課題も多く、府内でも検討している市町村は無いと思いますので、ちょっと議員のご指摘は考え過ぎかなという気がします。尚、厚労省の水道事業基盤強化方策検討会であるH27年12月開催の第5回検討会において、都道府県のヒアリングが実施され、京都府の上水道事業について、府内市町村の事業について府内市町村の水道事業の状況や、府営水道と受水事業の連携、公民連携による施設の維持管理等による可能性などを当時開催しておりました研究会の状況などについて説明したものでありまして、方針や方向性は示しておりません。

次に、府営水道事業の運営のあり方についてでありますけれども、用水供給事業者として運営する立場として、色々とコストの視点も重要でありますけれども、今回、府民意識調査でも、やっぱり9割の方が水道事業に求めるのは、安心安全な水を安定的に供給するというところで、それが最も重要だということになっております。府営水道給水区域の約66万人の方のために、私どもとしましては宇治での事故を受けまして、3浄水場を接続して広域的に水運用が出来ることによって安定的な供給への道を切り開いていくとか、その中での対応訓練を実施するとか、府営水道と受水市町が一体となった安全で安定した供給体制の確保ということを私達は考えて行かなければならないと考えております。府営水道が府と受水市町共通の財産であることから、府営水道か受水市町かではなく連携して効果的効率的な運営に取り組むとともに公営企業として運営しているわけでありまして、受益と負担の関係はしっかり頭に入れて利用者の適正な負担で運営する。そういう中での経営健全化基盤強化を図っていきたいと思います。

府営水道の事業経営審議会答申におきましても、二重投資による過度な設備余剰を避けて府営水道と受水市町の施設全体で適切な規模や配置などについて、取り組む必要性が提起されている所でありまして、今回の府営水道ビジョンの改定では、審議会の答申をふまえておまして、中長期的な視点からアセットマネジメントを行い、府営水道と受水市町の施設全体の適正な規模や配置について具体的に検討する。そして経営基盤強化へむけた取り組みとして業務についても課題の整理を進めて行くという視点に立っているところでございます。

【前置・再質問】本府はですね、「公民パートナーシップ研究会」を立ち上げて、府内の水道事業の広域化と人材の確保を目指して、その手法として委託を請け負う公民連携の共同企業体の設立を視野に入れて、調査研究を行っている」としてあります。厚労省のコンセッション導入に向けた働きかけ・トップセールスのリスト全国23事業体に本府は含まれておまして、本府は本年1月段階ですでに働きかけが済んだと。その19の事業体に入っているとしております。まさに、これらのとりくみは水道法改正案の方向、これの先取りと言えるものでありまして、先ほど知事は市町が検討すべきという今後の方向について答弁されましたけれども、それを京都府が前のめりに検討していると言わざるをえません。この点についてお答えください。

また、同検討会で、府営水道と受水市町との経営統合、垂直統合について、2015年の料金改定時に、「府庁内でも垂直統合についての検討も始めなさいという指示が出ました」という報告を理事者がしているんですけれども、そういった指示をだしたのは、水道事業の経営統合・垂直統合の市町を巻き込んだ、検討指示を出したのは知事ではないのかと、こういう疑問が湧いてきます。その点についてお答えください。

【知事・再答弁】 これからの将来を見据えて、様々な方策、研究をするのは当たり前のことなので、我々が常に進歩していく場合に研究していく。そしてその中で、メリット、デメリットをしっかりと勘案してどれがいいかということを選択として、また提示していく。その何にも勉強すると言われたら、それこそ府庁とは一体何をやるどころかなというふうに思います。何か具体的にそれをやる場合には、もちろん議会にも報告をさせていただきますし、提案もさせていただきます。庁内勉強会をやめるとかそういった話は非常にこれからの京都の未来を考える上でもマイナスのご意見だと思えませんので、これからも積極的に色んなことを研究していきたいなと思います。

【前産・指摘要望】 一般的なことを言っているんじゃないで、市町が検討すべきことまで府が前のめりに検討の指示を出して、具体的に進めて行こうとしている。ここがですね、知事のトップダウンというか、市町村に対する、今後ですね、知事の任期は4月で終わりということではありますけれども、府営水道の事業を見てみますと、市町の要望、府民の要望を脇に置いて府がこれまでも色々押しつけてきたという経過でありますね。すでに水道の民営化とかコンセッション方式などについては、奈良市とか大阪市で提案されて議会で否決されるということもありますし、世界では民営化が進んでおったヨーロッパ・アジア等は公共の水道事業が守れないということで、パリとかベルリンとかクワラルンプールだとかこの十数年で35カ国180事業体等で再公営化に舵を切っているわけなんです。そういう意味では、民営化やコンセッション方式というのは、水道事業になじまないという結果も出ているのが世界の流れであります。水道事業を利益最優先の民営化・コンセッション方式に売り渡す検討は、市町村を置き去りにして、あるいは住民を置き去りにして進めるということはきっぱりやめるべきだということを求めています。

水道ビジョン見直しは住民の運動と願いにこたえたものに

【前産】 次に、府営水道の経営問題について伺います。料金問題では、これまで過大な水需要予測による現有施設能力の維持を前提にして、建設負担料金は3水系の「合算算定方式」を段階的に進め、使用料金の平準化と建設負担水量と実供給水量の乖離の縮小ともなる水量調整を一部の市町間で行っています。しかし、住民の立場から、なぜ、使用しない府営水の料金まで府に払わなければならないのか。この疑問や批判にまともに答えたものになっておりません。

また、府営水道の供給料金等に関する条例では、「受水市町の申請に基づいて基本水量を決める」としているにもかかわらず、かつて大山崎町が住民の実際使う水量に変更して申請しても、これを一切認めませんでした。その後も、条例に即さない対応をとり続け、今回の中間案でも見直されています。

府営水道ビジョン策定当時に行われた府民意識調査では、府営水道が府南部10市町に供給していることを、「知っている」との答えが31.3%、「知らない」が68.7%であり、知っていると回答したうち、府の水道事業に「不満」が45.6%、不満の最大の理由に、「料金が安い」が82.2%に上っていました。

これまで、府営水道を巡っては、受水市町の高い水道料金の主な要因となっている府営水の過大な供給水量の適正化を求めると地下水によるおいしい市町の水道水を守ろうと長年ねばり強い住民運動が続けられてきました。住民の願いは、美味しい水を安全で安価に安定的に供給をとということであり、府民意識調査結果でも示されています。

ビジョンの見直しに当たっては、受水市町との十分な意見交換はもとより、何よりも住民の運動と願いにこたえたものにすべきではありませんか。

建設負担水量のうち受水市町での使用水量は60%程度に過ぎません。料金に換算すれば約16億円が未使用の料金となります。過大な施設整備に伴って生じている負担は、本来事業を行った府も応分の責任を負うべきものでありますが、建設負担水量として全て市町に押し付けている結果、市町の高い水道料金と水道事業会計悪化の大きな要因となっています。

ビジョン見直し中間案では、水需要予測では、人口減等の中で受水市町の水需要は1日平均給水量で5.1%減少するのに対し、府営水の給水量は0.2%増加するとしています。これでは府営水の比率が51%から53.8%に跳ね上がり、市町の自己水・地下水を大幅に減らすこととなります。

これは、府営水道条例に基づく受水市町の水量申請権を事実上否定するものです。市町の自己水・地下水は、災害・事故時等のライフラインの確保としても重要な役割を担うことから、多様な水源による給水こそ尊重し支援すべきではありませんか。お答えください。

耐震・放射能など防火対応、ライフラインの確保への支援を

【前窪】 本府は、これまで3浄水場接続・施設の耐震化等の大規模な経費を、独立採算を原則に受益者負担とする一方、国に対し、老朽施設の改良、更新、耐震化等に対する財政支援を求め要望活動を行っています。これは独立採算による受益者負担一辺倒では、水道事業が抱える諸課題に対応できないことを意味しています。

水道事業の健全化のために、少なくとも下水道事業並の補助制度を国に求めるとともに、府も支援すべきです。まして過大な水需要予測に伴う施設の整備・維持管理・耐震化等の事業に要した経費はそれを当然とはせず、受水市町から要望されている府営水道施設のダウンサイジングを本気で検討すべきではありませんか。

また、耐震・放射能などの防災対応の経費は、受益者負担として、すべて水道会計に求めることは無理があります。府民の安心・安全の確保、ましてやライフラインの確保は、府政の重要課題であり、一般会計等での支援を検討すべきです。いかがですか。

水利権のあり方を見直し、水道料金の引き下げを

【前窪】 水利権の問題では、府営水道の水利権のうち乙訓浄水場系の毎秒0.285トン、木津浄水場系の毎秒0.3トンの未利用水利権があります。これを同じ淀川水系の天ヶ瀬ダムに振替えて活用すれば、宇治浄水場系の水利権毎秒0.6トンの大半が確保できることになり、天ヶ瀬ダム再開発から撤退する条件が生まれ、水源費負担の軽減が可能です。3浄水場の接続により、府営水道の水源が一体的に運営されるようになったこともあり、水利権のあり方を見直すべき時と考えます。本府は、未利用水利権の「振替え」、「買い上げ」を国に要望しているとしてきましたが、ビジョンを見直す今こそ認めさせ、水源費負担の軽減を図り、水道料金の値下げを実施すべきではありませんか。

また、ビジョン見直しの課題として、乙訓浄水場系日吉ダムの未利用水利相当分毎秒0.285トンと大戸川ダム・丹生ダム撤退にかかわる水源費等を料金化する方向です。水源費負担の整理をするということですが、これでは「府営水道の経営ありき」であり、受水市町の水道会計の負担増、ひいては住民の水道料金の値上げを迫るものです。

過大な水需要予測と施設建設を進めてきた本府の責任はどうなるのでしょうか。その責任を受水自治体、住民に押し付ける未利用水利権、ダム撤退に関わる水源費等の料金化は止めるべきと考えます。いかがですか。

【環境部長・答弁】 府営水道ビジョンの見直しについてでございますが、府営水道事業は府南部地域の水需要の増加に対応するため、受水市町の要望を受けて事業を開始したものでございます。これまでからも、受水市町の意見や要望をふまえて受水市町とともに取り組んできたところでございます。今回の見直しに当たりまして受水市町とはアンケート調査や8回の会議を行うなど、これまで以上に意見交換を重ねているほか、ビジョン検討部会には消費者代表の委員にもご参加していただき、十分に意見をお聞きしながら改定を進めてきたところでございます。前回の水道ビジョン策定時の府民意識調査では、府水道事業に不満と応える方が4割以上でございましたが、今回の改定にあたっての同調査では3割程度と、充分とは言えませんが数値が下がってきたところでございます。また、同調査では知事の答弁にもございましたが、水道事業で一番大切と考えることでは、災害などにあっても必要な水が使えること、日々の水質の安全が保たれていることと安心安全な水を安定的に供給することが9割を超えたところでございます。府営水道では、府民負担軽減のため、引き続きコスト削減に努めることは言うまでもございませんが、こうした安心安全への府民の願いを得て、この間3浄水場接続による広域水運用はもとより全浄水場での耐震化を完了した他、宇治管路の更新を進めるなど施設の耐震化、老朽化対策の推進、

水安全化計画策定による水質管理の強化など、安心安全にむけた取り組みを着実に実施しているところでございます。

しかしながら、同調査によりますとこうした取り組みへの府民の認知度が低く、ビジョン検討委員会からは府営水道の役割や貢献についてもっと積極的にPRしていくべきとのご意見がありました。ビジョン改定案では、こうした安心安全な給水体制の確保とともに府営水道の役割を広く府民に理解していただく取り組みについても記載をさせて頂いております。

多様な水源についてであります。自己水と府営水の二元水源を持つことは、リスクマネジメントの上でも重要であり、府としてもそうした観点から二元水源を否定をしておりません。したがって、今回のビジョン改定においても、受水割合や水需要予測は現行ビジョンと同様、受水市町の予測数値をそのまま用いております。府営水道のダウンサイジングについてでございますけれども、8月の府営水道への受水市町要望では単なるダウンサイジングではなく、受水市町の水需要予測や施設規模などもふまえ、最も効果的効率的な府営水道施設の適正規模や運用方法について検討いただきたいとされているところであります。

府営水道施設は、3浄水場接続や各浄水場の耐震化が完了したことにより、受水市町の給水を安定的にバックアップする機能をより高まっているところでございます。このため、府営水道のダウンサイジングにつきましては、まず受水市町において将来の水需要の動向などをふまえ、今後どの程度自己水が必要で、そのための自己水施設の規模はどの程度必要かなどの検討をした上で、受水市町の水道供給の安全性の確保を最優先に考え、3浄水場接続のバックアップ機能を最大限保持できることを前提に、検討することが必要だと考えておるところでございます。こうしたこともふまえまして、現在の二元水源の状況をもとにアセットマネジメントを行い、長期的な視点に立って安心安全な水を将来にわたり供給できる体制、いわゆる持続可能性とコストパフォーマンスの両面から具体的な数値を用いて施設のあり方について検討を進めることとしております。

尚、水道事業の健全化のため、下水道事業なみの補助制度の要望でございますが、現在、国にしているところでございます。一般会計の支援につきましては、総務省の地方公営基準の繰り出し基準に基づきまして、水源にかかる経費及び耐震化事業費に対して、すでに繰り出し受けているところでございます。それを超える基準外の繰り出しにつきましては、受水市町以外の府民の方々の税金を府営水道事業にさらに投入することになるため、公営企業の独立採算の原則や他の市町村の公平性の観点から慎重に対応する必要があると考えます。

未利用水利権の振り替えについてであります。国に対しては幾度となく振り替えや買い上げ要望をしているところであります。振り替えについては、国からは関係受水者に影響があることから困難とのことでございますが、一方、利水容量の買い上げにつきましては、これまで川上ダム、大戸川ダムの検証の際に国に提案してきており、最終的にはコスト比較によりまして、実現には至っていないものの今後も買い上げを検討されるような事例があれば、同様に提案をしていきたいと考えております。この他、ダム割賦負担金の繰り上げ償還などを積極的に行っており料金負担の軽減や水道事業会計の改善につながることは、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えているところであります。

日吉ダムの未利用水利権の負担のあり方についてであります。これまでの経営審議会の答申をふまえ、料金の負担軽減策として「料金化」を見送ってきたところであります。今回、ビジョン検討部会の意見として将来的に料金統一をめざす中であってこれら未料金化分について歴史的経過をふまえつつも整理が必要な次期に来ているとのご意見を頂いているところでございます。今後、こうした意見をふまえて費用負担のあり方につきましては経営審議会においてご議論頂き、その内容や答申ふまえ対応してまいりたいと考えております。

【前置・再質問】2015年の府営水道の料金改定で値上げとなった宇治浄水場系では、宇治市が昨年度14.4%の料金値上げ、来年度八幡市では16.7%の値上げ、久御山町では昨年度一般会計から1339万円の繰り入れが実施されました。

府営水道のダウンサイジング、建設負担水量の見直し、未利用水利権の見直しなど抜本的な対策を打

たずに、建設負担料金の格差是正・料金改定を行えば、さらに宇治浄水場系の料金が引き上げられることになるのではないかと。したがって私が提案したことについて、しっかり検討をしていただきたい。この点について再答弁を求めたい。

府内水道事業の職員数の問題です。2015年度現在で1306人、ピーク時の76.3%、内府営水道では59人でありまして69.4%に激減しております。中間案では、技術職員の不足が深刻であり人材育成が課題とされております。

これは現場を無視した人員削減の結果ではないのか。また、府と市町の連携は大事なことですけれども、府が技術職員を確保して市町水道へ支援できる体制こそ構築すべきではありませんか。私は、府営水道問題についてこれまで論議をしてきました。今回、ビジョンが見直されるということでもありますけれども、やっぱり、66万人も給水している府営水道を、一部の府民というふうに見なしては、ライフラインの確保など含めて、そんな見方はやめてほしいというふうに感じます。府がしっかりと一般会計も含めて支援することを求めます。

【環境部長・再答弁】府としては、これまでから出来る限り府民負担の軽減を図ると共に安心安全の水を安定的に供給することができるよう努めてまいりました。府営水道審議会、または水道ビジョンに基づきまして、抜本的な改革も含め取り組んできたところでございます。

今後につきましても、そのような府営水道審議会、水道ビジョンに基づきまして府民負担軽減のため取り組んでいきたいというように考えている所でございます。技術職員の問題でございすけれども、私どもも技術職員の研修につきましては、個別に資格試験の養成に努めたり、また合同で研修会を開いたり、技術の継承については努めているところでございます。今後につきましても、できるところは全体的な受水市町との協力も含めて人材育成に努めているところでございます。

12月定例会 一般質問

本庄たかお議員（京都市山科区選出）

2017年12月12日

入所希望が増えている障害者グループホームへ支援の充実を

【本庄】日本共産党の本庄孝夫です。通告に基づき質問します。

まず、障害者グループホームへの支援について伺います。

昨年4月、障害者差別解消法が施行され、障害者や家族、関係者は、障害者の社会参加を促し、障害の有無で分け隔てされない社会への一歩となることを求めています。政府は2014年、国連・障害者権利条約を批准しました。この条約は、障害者の権利と尊厳の促進と、障害のない市民と同様に地域で暮らし、まなび、働き、スポーツや余暇を楽しむことなどの権利保障を掲げています。

ところが、政府は自立支援法の名称を「障害者総合支援法」に変えただけの「新法」にし、負担を強いる「応益負担」の仕組みなどを温存しました。障害者の施設や事業所では、常勤職員の非常勤への置き換えを促進する制度のもとで、非常勤の比率が大幅に高まるなどして、職員間のコミュニケーションが減り、専門性を培うことが困難な状況に陥っています。

そこで伺います。国に対して、障害者権利条約に沿った障害者の生活や社会参加の実現のために、障害者権利条約を受け入れた国にふさわしく、障害に伴う必要な支援の原則無償や所得保障、利用者支援の充実と事業者やグループホーム等の安定した運営のために日割制度を見直し報酬を増額することなどを求めるべきではありませんか。

次に、障害者共同生活援助事業・グループホームの実施主体である市町村事業への補助について伺います。グループホームは障害者が大規模施設ではなく、家庭的な雰囲気の中で暮らす地域生活を目的に運営される障害福祉サービスです。利用者は、全国で障害者総合支援法以前の2012年実績ベースで、ケアホームも入れて8万4千人、年々障害者の利用希望が増えています。障害者総合支援

法では、障害の有無に関わらず、その身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営む支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されることとあります。

先日、重度の知的障害者を対象としたグループホームでお話を伺いました。約 25 年前に「療育共同作業所」を開設され、「生活介護事業所」の運営に移行、最近、当事者・家族の強い要請を受けてグループホーム事業も運営されています。

利用者は、月曜日の朝に自宅から「生活介護事業所」に行き、夕方にグループホームに到着、金曜日の朝まで日中は「生活介護事業所」、夜間はグループホームで生活し、金曜日の夕方には自宅に戻るとい生活です。共同生活の中で食事、入浴、排泄介護、日常生活上の支援が行なわれています。現在、利用者は 4 人、その他に 1 泊 2 日の週 2 回のショートステイ 2 人を受け止めて運営されています。平均障害支援区分は 5.75、平均年齢は 41.3 歳、親の平均年齢は 69.3 歳です。運営スタッフは、「管理者」「サービス管理責任者」を兼務する常勤の所長 1 人と、非常勤の「世話人」「生活支援員」5 人に加えて、週一回の食事作りボランティアで運営されていますが、夜間の体制は重度の障害者のため 1 人～2 人を必要とし、運営的にはとても厳しい状況です。さらに、利用者本人と親の高齢化などもあり、必要な支援の充実と定員の増員が求められています。ご家族からは、「修学旅行や事業所の宿泊学習以外に親と離れて生活することがなかったが、1 年経って本人も親も家庭以外に居場所ができたという安心感と、少しずつ落ち着いて生活できていることを嬉しく思う」、そんなふうにお話されました。

ところが、夜間支援体制の問題では、国において夜間及び深夜の時間帯のスタッフ最低配置基準がなく、利用者の気持ちが不安定となり自傷他害行為やパニックに陥ったり、事故が起きると、夜間の 1 人体制では不十分です。そして、スタッフを配置するかどうかは、各事業所の判断にゆだねられているため、スタッフが不在も珍しくはなく、配置されていても 1 人だけの場合が多いといわれています。

そこで伺います。国に対して、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる人的体制の確保と、スタッフの最低配置基準を設定すること、また、スタッフを十分に配置できる賃金水準を確保できるように、報酬単価の設定と予算措置を講ずることを求めていますか。

さらに、京都府としてグループホームの利用希望が増えているもとで、府所有の土地や建物の貸与やグループホームの家賃補助の新設、府独自制度の看護師配置、職員確保のための特別な対策などとともに、重度障害者への適切な支援提供のための独自補助制度を検討することを求めますがいかがですか。お答えください。

【答弁・知事】 障害者のグループホームについて、私どもは障害者全般にわたりまして、今、その施設の充実、そしてそれに対する特に報酬の充実というものを訴えてまいりましたけれども、その中で、このグループホームにつきましては障害者施設入所者の地域移行の受け皿として、また、障害者の親が亡くなられた後の生活の場として大きな役割を持っておりますことから障害福祉計画にグループホームの整備目標を掲げ、事業所の参入を促すとともに補助制度を設け計画的な整備を後押しをしているところであります。日額報酬制度につきましては、平成 18 年の障害者自立支援法の施行により導入された際、事業所の安定した運営がなされるよう国に対して強く要望したところです。この時に障害者自立支援法につきましては、かなり我々もですね、問題のあるということで単独事業も講じたわけでありまして、その中でこの日額の報酬制度につきましては、激変緩和として従前の報酬水準が確保されるように国の措置が講じられたんですけども、さらに府はそれに乗せ制度を創設して激変緩和を講じてまいりました。併せて、施設経営の安定化にむけた貸付制度の拡大など独自事業を実施してきたところであります。そして、そうした中で経営安定化のための貸付制度については、報酬単価の大幅引き上げなど国制度におきましても一定対応がなされてきましたので、平成 23 年度をもって終了させていただいたところであります。しかしながら、グループホーム利用者の重度化、高齢化は年々進んでおりまして、それに対応するため生活支援員の確保ですとか、夜間支援体制加算などに更なる充実が必要でありまして、国に対し強く要望してまいりましたところ、その結果、前回の報酬改定におきましては、重度知的障害者に係るベースとなる報酬単価が平均 3.8%アップするとか、夜間支援体制加算についても報酬増の措置がとられたところであります。京都府はこれまでから重度重症心身障害者などの重度障害者への対応と

して、施設に対し重度障害者の受け入れとその処遇を充実するための特別保護費を支給しておりますし、中小事業所において看護師配置が必要な備品等の整備をおこなった場合の経費を助成するなど、府独自の助成を実施してきたところであります。また、国におきましても、平成 30 年度の障害者福祉サービス報酬改定に向けて重度対応型グループホームの創設が検討なされているところでありまして、私どもといたしましては、とにかく報酬を充実して、これからそうしたものが充実、さらに施設として完備できるように今強く求めているところでございまして、その検討状況によりまして、必要に応じ国へ要請をしまいたいと考えています。

【本庄・指摘要望】 国連・障害者権利条約の批准にあたり、政府は障害者団体の強い要望に応え、障害者や家族なども参加する審議会の「骨格提言」では、「障害の有無に関わらず個人として尊重され、真の意味で社会の一員として暮らせる共生社会をめざす」と明記しています。障害者の人権や尊厳をどう保障していくのか。障害のあるなしに関わらず、安心して暮らせる社会をどうつくっていくのか。国に対して、障害者施策の拡充へ向けた取り組みの前進を要望されるよう求めています。

また、グループホームへの支援について。日中の人員配置基準は、利用者の障害支援区分に応じて定められていますが、夜間及び深夜の時間帯での人員配置基準が定められておりません。利用者全体の高齢化から、利用者の重度化がすすんでおり、夜間支援の必要性が高まっています。鳥取県など自治体によっては、国からの報酬が不十分であることから、グループホーム夜間世話人配置事業により、補助金事業を行っているところもあります。国への要望と合わせて適切な支援提供のための独自補助を求め、次の質問に移ります。

非正規教員の処遇改善・正規教員ふやし、子どもたちの教育条件改善を

【本庄】 学校を支える非正規教員の問題について伺います。

文科省の調査では、公立の小・中学校や高校、支援学校で働く非正規教員は 18 万 4 千人、19. 8% となっています。京都府でも定数内講師と非常勤講師などの非正規教員数は、2016 年度で 2011 人、23. 8% と 10 年前の 12% から倍増し、全国平均を大きく上回っています。特に、中学校では、正規教員 1971 人に対して 537 人の 27%、高校では、2389 人に対して 720 人の 30% と、教員の 3 人から 4 人に一人と大変高い割合です。

非正規教員が増えた原因の一つに、2001 年の正規教員 1 人分の給与で複数の非正規教員を雇う「定数くずし」や 2004 年の義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で給与額や教職員配置に関する地方の裁量を大幅に拡大する「総額裁量制」などの国の「教育政策」があります。二つに、文科省による教育課程の改訂、授業時間増、外国語や特別支援教育、IT 教育、少人数指導の導入などの「教育改革」が、正規教員基礎定数の十分な改善が行なわれないまま、加配定数で措置されてきたことです。

このように、学校現場に非正規雇用が濫用された結果、産休・育休や病欠休暇、介護休暇を取る教員の代替者が見つからず、府内の中学校では「3 週間にわたって美術の授業ができなかった」とか、小学校の特別支援学級でも「2 つの学級を 1 人の担任で数週間みていた」など、「教育に穴が空く」事態が教育活動に重大な影響を与え、社会問題となっています。

そこで伺います。教員の代替者が見つからず「教育に穴が空く」という問題をどう認識されているのですか。これは、教員の確保を怠ってきた結果ではありませんか。真剣な姿勢と抜本的な改善策を求められますがいかがですか。また、国に対して教育予算を増やし定数改善を抜本的に求めるとともに、京都府として全国平均を上回るような非正規教員の濫用につながっている「定数くずし」と「総額裁量制」を止めるべきではありませんか。

先日、非正規教員の方からお話を伺いました。「仕事は大変だけど、できなかったことができるようになった子どもの姿、一生懸命取り組んでいる子どもの姿を見れば、この仕事をやってよかったと感じる。子どもを知って関わっていく仕事なのに、任用が一年で長い目でみる指導ができない。例年、2 月、3 月になると次の年も仕事があるのか不安である」と述べられました。待遇面でも「週 24 時間の非常勤講師で時給が 1700 円程度、月の収入は 18 万円ほど」と年収 200 万円にも届きません。

このように、大量に配置されている非正規教員は、子どもたちの発達を保障し、人格の完成をめざす教育の営みにとって欠くことのできない存在となっています。しかし、身分が不安定で賃金・労働条件の劣悪な非正規教員の増加は、学校の教育活動や運営に不都合が生じ、子どもたちの教育を受ける権利に大きな影響を与えています。さらに、年度末に勤務日を一日空ける任用によって一時金などで不利益となる「空白の一日」問題も重大です。

そこで伺います。非正規雇用の濫用ではよい教育はできません。正規も非正規も教職員が生きいきと教育を推進する条件整備として、京都府独自に正規教員の大幅増に踏み出すとともに、非正規教員の給与や単価の引き上げ、年度末の「空白の一日」解消などの待遇改善が求められますがいかがですか。

府立高校の再編・統廃合ではなく

保護者・住民の意見反映し、小さくても生徒が輝く高校教育の充実を

【本庄】次に、府立高校の再編・統廃合について伺います。

教育委員会は、2020年度から丹後通学圏において、14キロ、20キロ離れた高校を統合する「学舎制」を導入し、3つの分校を1つに統廃合する計画を実施しようとしています。

一方で、丹後通学圏と同じく「生徒減少」を理由に再編・統廃合が検討されてきた口丹通学圏で、北桑田高校については教育委員会が3月に「通学圏の拡大をはじめ、学舎制の導入、他校との統合」を検討会議に提示しましたが、7月には一転して「存続を前提とした校長私案」が報告され、須知高校でも同じように「存続前提」となりました。

そこで伺います。北桑田高校と須知高校の「存続」は、地元の高校は「地域の宝」という住民の願いに沿ったものです。これまで教育委員会は「府立高校改革推進計画」で「府立高校の適正な学校規模」として「全日制では1学年8学級程度」「単位制高校であれば1年次6学級程度」としてきましたが、府北部地域では実情とかけ離れ、説明がつかなくなっているのではありませんか。口丹通学圏での両校の「存続」に続いて、丹後通学圏でも再編・統廃合計画を見直し、単独校としての「存続」を求めますがいかがですか。

一昨日、12月10日には久美浜で「久美浜高校の明日を考える集会」が開かれ、私も参加しました。参加者からは、「なぜ20キロも離れた学舎制なのか」「丹後のことが分かっているのか」「なぜ2020年度からなのか」と、「説明もなく、納得できない」との声や、「地域では福祉人材を求める声もあがっている」「『特色づくり』では、生徒が集まらなければ生き残れない。地域の拠点がなくなる」との意見が出されました。参加した高校生からは「農業科だけでは進路が狭まる。今の総合学科は、多様な学びと進路選択が可能で、夢を見つけることができた。今のままが一番いい」との率直な声が出されました。

そして昨日は、知事と教育長に対して、久美浜高校、加悦谷高校の教育の充実を求める署名が合計1945名分届けられました。その内容は、「学舎制」を見直し単独校として残すこと、学科編成は普通科を柱にして行なうこと、小規模校のメリットを最大限生かす教員配置などを求めるものです。

そこで伺います。公立高校の本来の大切な役割は、どの高校に学んでも格差のない、だれもが大切にされる高校づくりではありませんか。丹後地域の高校問題は、決して財政の効率化や教育コスト削減の統廃合計画で乗り切れる性質のものではないと考えますがいかがですか。府政と教育委員会に問われているのは、地元住民や保護者の理解も納得も得られていない再編計画を強引に推し進めることではありません。これで、地域の再生をはかれると考えておられるのですかいかがですか。

【教育長】非正規教員に関して急きょ休務した教員を代替する教員に欠員が生じている問題についてですが、その要因として、近年大量に採用した教員が結婚や出産の時期を迎えたことなどにより、代替教員を必要とする数が増加した半面、以前はこうした登録をされていた方の多くが、この間、正規教員として採用されたこと、また、近年好景気で民間志望者が増えていることなどが考えられるところであります。このように、この問題は代替教員の必要数と代替教員になり得る教員の数とのミスマッチに起因する問題であり、全国的にも大きな課題となっております。抜本的な解決はなかなか難しい状況

にはありますが、そうした中で府教育委員会では、講師登録説明会の開催や教員養成課程のある大学等での講師登録をよびかけるとともに、退職された教員を活用するなど、代替教員の確保につとめており、今後とも大学等と連携も図りながら、その確保に努めてまいりたいと考えております。

また、教員の確保についてであります。教員定数は5月1日時点の児童生徒数を基礎に決定されるものであり、新年度にむけて実際に教員を配置することとなる前年度末時点では必要な教員数が確定しないことや、少子化に伴う今後の児童生徒数の減少に対応する必要があることから、一定数の非正規教員はやむを得ないものと考えております。ただ、その数が多いことは決して良いとは考えておらず、来年度も退職教員は減少傾向にあるもの300名を超える採用を予定しているところであり、今後とも中長期的な見通しをもって、計画的な教員採用に努めてまいります。

また、定数の改善につきましては、これまでから国に対して働きかけを行ってきたところでありますが、今後とも引き続き積極的に行ってまいりたいと考えています。さらに、京都府では、定数を措置した上で小学校低学年の指導補助など、教員の充実を図るため非常勤講師を配置しているものでありまして、財政上の理由で非常勤講師を代わりに任用しているといった性質のものではなく、きめ細やかな教育を実施していく上で必要なものであるというふうに考えております。

非正規教員の待遇改善については、これまでから正規の教員に併せて給与や報酬単価の改定、休暇制度の拡充などに取り組んできたところであります。また先般、地方公務員法等が改正され都道府県によりまちまちであった非正規職員の任用や勤務条件について新たな制度が創設されたところであり、こうしたことも含めて待遇の改善にむけて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、府立高校のあり方についてであります。議員からご紹介のありました平成16年に策定いたしました府立高校改革推進計画においては、北部地域では適正規模についての考え方を基本としつつ、生徒の通学条件、今後の中学3年生数の動向や志望動向、地域の状況等をふまえ、総合的に検討して進めるとされており、考え方に大きな齟齬はないものと認識しております。

また、2年前に設置しました「生徒減少期における府立高校のあり方検討会議」においても、委員のみなさまからは学力や社会性の向上という学校に求められる2つの役割を果たすために、必要な最小規模を前提にあり方を検討していくべきであるとの意見をいただく一方で、地域に学校があることの意味や地域との結びつきを重視する意見もいただいております。今回、こうした総合的な観点から検討を進めてきたところでございます。

口丹地域と丹後地域の問題ですけれども、両地域においてはそれぞれ府立高校6校設置しておりますが、中学卒業予定者数は口丹地域が約1250名、丹後地域が約900名と大きく差があり、今後の生徒数推計ではさらにその差は顕著になる見込みであります。また、進路希望の状況や今後の生徒数、地域の環境も大きく異なることから、地域の方々のご意見をそれぞれうかがいながら高校のあり方について検討を行ってきたところであります。今後、生徒数が大幅に減少するなかで子どもたちの教育環境を維持、そしてさらにその充実を図って行くかを第一に考え、丹後地域の学舎制を導入することとしたところでありまして、財政の効率化や教育コストの削減のためといったご指摘は当たらないものと考えております。府教育委員会といたしましては、今後とも地域創生に取り組む地元市町や企業、大学とも連携をした教育活動を充実するなど魅力ある高校教育を推進してまいります。

【本庄・再質問】「空白の一日」に関しては、他県では勤務校が変わっても「空白の一日」をなくし継続するなど改善がはかられています。京都でも検討されることを要望するものです。

2点「再質問」いたします。まず「教育に穴が空く」問題です。宇治市の小学校では、3人の代替未配置で2学期をスタートしたが、いまも2人は未配置であり教務主任が担任に入るなど校内操作で補っているという実態です。子どもの学習権の侵害につながる異常事態であるという認識が必要ではないでしょうか。本来、学校に必要な教職員の配置は、正規で配置されるべきです。現在、定数内講師を退職再任用の方を大量にあてているというやり方ではなく、そこに新採教員を配置すべきではないですか。安上がりな非正規教員に頼り続ける公教育の歪みを正すため、計画的な定数改善と非正規教員の待遇改善を求めますがいかがですか。

もう1点、高校の再編・統廃合問題です。さきほど、「適正基準」の問題で、あまり考え方は変わらないというふうに答弁されましたけれども、現在の「適正基準」は、生徒急増期に高校増設をしなくてよいため、財政的な観点から1学年8学級というものを定めたものであります。教育学的な根拠は全くありません。「在り方検討会議」でも「単に数だけでは学校の行く末を論じるわけには行かない」との意見もありました。また、統廃合ということを経引に進めるやり方も極めて重大な問題です。東北、四国など9県では「本校で1学年2学級」を最小規模としています。口丹、丹後でも単独校としての「存続」は十分可能ではありませんか。丹後では、これまで地域の大切な交通も、農業も、福祉も住民がつくってきた歴史があります。高校は、まちづくりに欠かせない存在です。そこで伺います。「単独での存続」が可能なのに、敢えてしない理由があるのですか。いかがですか。

【教育長・再答弁】 いわゆる欠員が生じる問題についてであります。議員がご指摘のように欠員の状態が継続しているといったことは、もちろん望ましい状態ではございません。そういう中で、欠員が生じている場合にも仮に常勤講師が配置できないとかいった事情がある場合にも非常勤講師を措置するなどによって、とにかく教育活動に支障がでないようなことで、柔軟な対応をさせていただいております。その一方で、正規を採用してというようなこともおっしゃいました。先ほども申し上げました様に、なるべく定数内講師ですとかそういう非正規の職員が多くならないようにとは思っておりますけれども、その一方で、今後の生徒数減少等の動向をみますと、過剰な人員を抱えるといったことも、これはやはり大きな問題でありますので、引き続きその点については長期的な見通しももちながら、適切な人事管理を進めていきたいと思っております。

高校の再編に関しまして、丹後の学校に関わることであります。この点につきましては、先ほどお答えいたしましたけれども、私ども、あり方検討会議の中でも規模議論というものを確かに入れておりましたけれども、それと併せて地域における高校のある意味というのと同時にいさされておまして、そうしたことも総合的に考える中で、この間の検討を進めてきたところでありまして、決して学級数だけをもって機械的に統合を図るということで進めてきたものではございません。先ほどもお答えいたしましたように、丹後と口丹の違いというのものもある中で、今後の状況も見ながら、学舎制というものの提案をさせていただいたところでございます。

【本庄・指摘要望】 教職員の配置は、教育条件整備に責任を持つ教育委員会の重大な仕事であります。そういうなかで、この「教育に穴が空く」という状態は「異常事態」だと、そういう認識に立って抜本解消をはかるために全力をあげられるよう強く求めるものでございます。

高校の問題については、先ほど、財政の効率化・コスト削減にはあたらないと言われました。しかし、小学校や中学校の統廃合で、各市町で教育コスト削減が図られたのではなかったのでしょうか。今回の高校再編でも、3つの分校を1校に統合することは、正に教育コストの削減であります。学舎制の問題で、岡山県の真庭市、真庭高校を訪問しましたが、校長先生は、「1校分の予算しか措置されない」と嘆いておられました。「それならば、それぞれ単独校の方がよかった」これが校長先生のお話でございました。高校の問題については、どこに住んでいても高校教育を保障するという府立高校の役割が問われている問題です。口丹に続き、丹後でも「地域の宝」として小さな規模でも輝く、「単独での存続」を強く求め、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【他会派の一般質問項目】

12月8日

■中川貴由（自民・八幡市）

1. 関西の交通インフラ整備による東京一極集中の回避と地域創生について
2. 農業の魅力向上と持続可能な農業施策について

■平井齊己（民進・北区）

1. 特定外来生物について
2. 実効性のある教職員の働き方改革について
3. 少年に対する薬物乱用防止対策について

■松岡 保（民進・木津川市及び相楽郡）

1. ICTを活用した街づくりについて
2. 山城南医療圏の将来予測と課題について

■植田喜裕（自民・中京区）

1. 伝統産業の振興について
2. 障害児スポーツの振興について
3. 自転車マナーの向上について

12月11日

■渡辺邦子（自民・伏見区）

1. 歯と口の健康づくりについて
2. 京都地域カビビジネス「ちーびず」について
3. 未収金対策について

■村井 弘（公明・宇治市及び久御山町）

1. 立地企業の魅力発信について
2. 山城北医療圏の医療体制の充実と医師不足対策について
3. HACCPの推進と公益社団法人京都府食品衛生協会の役割について
4. 淀川水系の安全と内水氾濫対策について

■林田 洋（自民・上京区）

1. 明治150年について
2. 文化庁の移転を契機とした文化振興策について
3. 校舎改築中の鴨沂高校の教育について

12月11日

■岡本和徳（民進・右京区）

1. 少子化対策について
2. 障害児福祉計画と医療的ケア児への今後の施策展開について
3. 企業の存続支援について

12月12日

■尾形 賢（自民・京田辺市及び綴喜郡）

1. お茶の京都の成果と今後の展開について
2. 府庁のICT化について
3. 警察署と地域団体との協力体制について

■菅谷寛志（自民・山科区）

1. 「京都府文化力による京都活性化推進条例」の改正について
2. 地域創生について
3. 人口減少・超高齢化社会について

■諸岡美津（民進・右京区）

1. がん対策推進計画について
2. 公民連携について
3. 信号機の適正管理の推進について